

第2期  
(平成 23 年度～26 年度)  
大阪府介護給付適正化計画

平成 23 年 10 月

大阪府福祉部高齢介護室

## はじめに

本府においては、平成20年3月、利用者が真に必要とする適切なサービスの提供を確保するため、国の指針に基づき、保険者及び大阪府国民健康保険団体連合会と共同して「大阪府介護給付適正化計画」を策定し、介護給付適正化事業のより一層の推進を図ってまいりました。

この後継計画として、今般、厚生労働省の『「第2期（平成23年度～平成26年度）介護給付適正化計画」に関する指針について』に基づき、第2期大阪府介護給付適正化計画を策定することとなりました。

今回の計画では、第1期計画で定めた重要6事業である「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修の適正化」「医療情報との突合」「縦覧点検」「介護給付費通知」を継続し、「福祉用具購入・貸与調査」「給付実績の活用」の2事業を加えて、「保険者における適正化事業の目標」として設定するための実施内容を水準として定めました。この水準に沿って、府内の保険者が、平成23年度から平成26年度までの4カ年を計画期間とする「実施計画書」を策定したところです。

また、各事業の実施方法については、人員体制・予算等の制約のある中、より効果的・効率的に進めるため、各年度において各保険者が優先的に実施する事業項目を「優先項目」として設定し、この効果等を翌年度に検証する目標設定を導入しました。この検証結果は、今後、府内保険者に情報提供としてフィードバックし、更なる適正化事業の推進に役立てていきたいと考えております。

さらに、「府が行う適正化事業及び支援策」では、府として行う適正化事業とともに、保険者が行う適正化事業を支援するための事業内容について記載しています。

本計画の策定により、今後、府内の介護給付適正化がより一層推進されるよう期待いたします。

平成23年10月 大阪府